

令和5年 第9回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和5年9月28日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(16人)

会長	1番	本木下 裕一		
会長職務代理	2番	大隣 初美		
委員	3番	月野 貴大	4番	吉崎 久男
	6番	松永 克生	7番	高江 京子
	12番	六反田 達郎	13番	大坪 幸博
	15番	栢川 明子	16番	松村 孝徳
	18番	梶山 俊孝	19番	宮原 俊郎
			5番	東垂水 勝秀
			8番	永山 明美
			14番	桑代 純一
			17番	池田 慎

4. 欠席委員(3人)

9番 福元 幸志 10番 松菌 勝郎 11番 下之門 信洋

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第52号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第53号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第54号 農地法第5条許可の取消について
- 日程第8 議案第55号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第56号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第57号 非農地証明願について
- 日程第11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 折尾 武志 係員 松下 剛史
農地係長 宇都 寿彦 係員 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後2時00分

- 事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。9番委員、10番委員、11番委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は16名で、会議の定足数に達しております。
これより令和5年第9回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の96号をご覧いただきたいと思
います。（諸般の報告をおこなう。）
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
事務局長 （諸般報告をおこなう。）
- 議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませ
んか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自
分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」をおこないます。
会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、8番永山委員、12番
六反田委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月28日の1日間で御異議ござい
ませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。
- 議 長 日程第3「議案審議に係る通知事案について」、事務局の説明を求めます。
農地係長 説明いたします。3号でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございま
した。貸人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく川辺町〇〇の〇〇

〇〇さんです。地目の内訳は、田 1 筆 568 m²、畑 1 筆 1,712 m²で、穎娃地域 1 件です。

続きまして 5 頁～ 8 頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 23 件ございました。貸人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 22 件です。

貸人主導によるもの 3 件、借人主導によるもの 20 件です。地目の内訳は、田 3 筆 2,132 m²、畑 36 筆 37,749 m²の合計 39 筆 39,881 m²で、穎娃地域 14 件、知覧地域 1 件、川辺地域 8 件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 員 只今の事案について、質疑はありませんか。

議 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長 続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 9 頁からになります。今回は新規認定 2 件、再認定 13 件です。

新規認定個別表は 12 頁、整理番号 1 番 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、肉用牛の自社生産と預託による経営を行っているが、自社生産頭数の増加による経営の安定に努めたいところです。

次に、整理番号 2 番 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶の経営を行っていますが、面積の拡大及び効率的な管理による経営の安定に努めたい考えです。経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

再認定の 13 件につきましては、資料をお目通しください。

以上で説明を終わります。

議 長 員 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

議 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長 次に日程第 5 議案第 52 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

19 番委員 まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。19 番委員お願いします。

報告いたします。

17 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 18 頁から 21 頁になります。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 1,078 m²の内 515 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住しており、借家が手狭になり妻の両親が暮らす市内に居住することとなったことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は宅地に、南側は畑に、東側は農道に西側は市道に接しています。50 c m程度の盛土をしますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。
補足説明いたします。

審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委員
議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第52号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に、日程第6 議案第53号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。23 号～24 号の3条所有権移転14件でございます。

譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田2筆1,348 m²、畑18筆15,253 m²の合計20筆16,601 m²で、理由につきましては、経営・規模・営農拡大9件、受贈1件、相手方の要望2件、自給的農業2件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が50千円から205千円、畑が189千円から606千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田

146 千円，畑 323 千円でございます。地域別では，穎娃地域 6 件，知覧地域 3 件，川辺地域 5 件です。

なお，農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては，申請書及び提出されました 25 号～34 号の調査書，誓約書及び営農計画書について審査し，許可要件を全て満たしていると認められます。

以上，御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について，審議をお願いいたします。
質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 53 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は，全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって，議案第 53 号の全案件について，申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に，日程第 7 議案第 54 号「農地法第 5 条許可の取消について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。

36 号の農地法第 5 条許可の取消でございます。資料の 37 号～39 号でございます。

申請人のうち譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

取消申請地は，穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番 ，畑 2,174 m²で，転用目的は宅地造成，権利の種類は所有権です。取消理由につきましては，当初，宅地造成を目的に令和〇年〇月〇日に転用許可を受けましたが，工事費用が物価の高騰により予想以上に高額に上がってしまい，資金計画がたてられずに工事が進まずにいたところ，譲渡人の相続人である〇〇市在住の〇〇〇さんほか 3 名から土地の返却申し出があり，譲受人がそれに応じるものです。

なお，申請地は現に耕作の目的に供されていませんが，整地，客土等により再生することで通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地となっています。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いします。
質問，御意見はございませんか。

18 番委員 許可前は畑かん地域に入っていたのか。再度畑かんに入るのか。耕作するのか。

農地係長 現在の状況のままでは良くないと相続人の方々が判断しまして、今の状態では自分たちが所有して、耕作するかどうかは別として畑として所有をしたいとのことでした。とりあえず所有権を戻したいとのことでした。

18 番委員 貸し借りがあるのだろうか。

農地係長 とりあえず所有権を戻したいとのことでした。近くにいませんので今後その様な形になるのか。

議 長 宜しいでしょうか。他にこの件について質問はないですか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号「農地法第 5 条許可の取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 55 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたします。

まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。4 番委員をお願いします。

4 番委員 報告いたします。

41 号の審議番号 1 番です。関連資料は 42 号から 46 号になります。

譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番 568 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は〇〇の会社員であり、申請地に隣接する店舗の駐車場が不足していることから、申請地を駐車場として貸し付けようとするものです。

申請地の北側東側は畑に、西側南側は宅地に接しています。舗装をして利用しますが、コンクリートブロックを設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は雨水枡を通じて水路へ放流し、日照・通風等については駐車場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、19 番委員をお願いします。

19 番委員 報告いたします。

41 号の審議番号 2 番です。関連資料は 47 号から 51 号になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 1,078 m²の内 515 m²で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

次に 41 号の審議番号 3 番です。関連資料は 52 号から 55 号になります。譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 508 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の東側西側は宅地に、北側南側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番と 3 番につきましては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

審議番号 2 番につきましては第 1 種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

なお、審議番号 2 番は、第 1 種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 55 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は、審議番号 1 番と 3 番の 2 件については申請どおり許可し、審議番号 2 番については県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第 55 号に係る案件については、所有権移転の 2 件について

は申請どおり許可し、1件については県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第56号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。

58号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外3件です。

設定面積は畑5筆7,983㎡で、理由につきましては規模拡大4件です。10a当たりの取引価格につきましては、畑のみで72千円から727千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、畑が168千円でございます。地域別では、穎娃地域1件、知覧地域2件、川辺地域1件です。

続きまして、60号～78号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん、設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外87件です。

設定面積は田22筆19,356㎡、畑186筆248,512㎡の合計208筆267,868㎡で、穎娃地域37件、知覧地域29件、川辺地域22件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては件数が19件、設定面積は田10筆14,597㎡、畑30筆31,816㎡の合計40筆46,413㎡で、穎娃地域3件、知覧地域8件、川辺地域8件となっております。

続きまして、80号～82号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外14件です。

設定面積は田1筆754㎡、畑24筆20,607㎡の合計25筆21,361㎡で、穎娃地域9件、知覧地域3件、川辺地域3件となっております。

この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては件数が1件、設定面積は田1筆754㎡で川辺地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇番委員が32番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、所有権移転及び使用貸借利用権設定の全案件と賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 56 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について申請どおり適当意見とすることに決定しました

議長 引き続き、議案第 56 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは○番委員の退室を求めます。
(退 室)

議長 これより質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 56 号のうち議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 56 号のうち議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
○番委員の入室を許可いたします。
(入 室)

議長 ○番委員に報告いたします。
議案第 56 号のうち議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 57 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。19 番委員お願いします。

19 番委員 報告いたします。
84 号の審議番号 1 番です。関連資料は 85 号から 88 号になります。
申請人は〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇〇 〇番 外 2 筆で田が 904 m²で、〇〇自治会東側に位置します。
申請農地は申請人の両親が 40 年ぐらい前から農地として利用しておらず、竹、雑木が生い茂り山林の状態です。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
続きまして審議番号 2 番です。関連資料は 89 号から 91 号になります。
申請人は〇〇〇市〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇

番 畑 429 m²で〇〇自治会南側に位置します。

申請人は申請地を相続しましたが、高齢のため耕作できなくなり、20年以上にわたり管理が行き届かないまま、雑木、雑草が生い茂り原野の状態です。農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして審議番号3番です。関連資料は92頁から95頁になります。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番外2筆 畑 1,251 m²で〇〇自治会東側に位置します。

申請地の農地は不便な場所にあることから、不耕作の状態が続き約35年前に杉を植林したものです。農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱いの規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を周辺農地に与える影響等を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第57号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第57号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長
4番委員

次に、日程第11「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。委員活動で「遊休農地の委員自ら解消作業」の項目がありますが、重機等による解消作業を行う際の予算的措置はないのか。

14番委員

簡易なものは所有者の意向を確認し、解消作業を行うことがあり所有者から経費を頂いている。

局 長

木が生い茂ったところを委員自ら解消する必要があるのかとは思われます。優良農地の中心部に存在するものであればですが、山際など後々、耕作をするのかのを見極め、貸借等が見込めるのであれば33,000円/10aの補助事業の活用を推進する

方向でお願いしたい。

5 番委員 茶畑 10 a 未満は、茶工場が摘採しないとのことで畑の真ん中にある所は、高齢者の場合ユンボを借りて抜根をし、園芸農家に畑を購入してもらうことでやっている。自分は、機械は知り合いから借りて賃借料は所有者にお願いしている。

議 長 茶園の耕作放棄地は今後多くなると思われる。これについて農業委員会としては、利用価値のある所については抜根しても借り手はいるが、小さくて形の悪いところは借り手がつかないのも現状であります。そのまま放置していると病害虫の巣になり周りへの影響を出てくる。鳥獣の巣にもなりかねないとのことで先日、市長に地権者の方々の考え方、今後の景観的な考え方、周りの生産者に及ぼす影響の考え方をすべてお願いして何らかの対策をお願いしたところです。明確な回答は出ていませんが、茶園に関わらずサツマイモの基腐れ補助についても年々増えている状況です。条件の良いところは貸し借りがあるのだけれど、条件が悪いところは残っていくのが実情ですので、条件の良いところは事業等を活用していければと考えているところです。

議 長 他にないでしょうか。ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

農地係長 先月 18 番委員の報告のなかで営農型太陽光設備が台風で倒れたものがあった、支柱の強度を高める必要があるのではないかと御意見を頂いたところでした。事務局でも判る範囲で調べたことを情報共有として申し上げます。

転用許可権者の確認事項として通知文ですが、国が言う支柱を立てるとは「簡易の構造で容易に撤去できるものに限る。」とがあります。駄目なときは撤去出来るような仕組みを書いているような状況で、簡易で撤去できるのはどのようなものかは、具体的に構造はどういうものかを Q&A で示されていて、
「営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限度の構造のものであり、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています。」が国の取り扱いになります。今本市にある営農型太陽光は、基本支柱を地面に打ち込むだけのものになります。

今月、被害にあった業者が再度申請を行うとのことで来月審議することになりますが、コンクリートでガッチリ固めるのはルール上難しいので、業者としても強度を高めるために杭の本数を増やして強度を高めるとか、パネルの向きを風向きの計算をして倒れない工夫をするとのことで、来月審議をして頂くこととなりますので、今日のところは構造的な部分は書かれているということで皆様方にお知らせしておきます。以上です。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和5年第9回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 8番 _____

会議録署名委員 12番 _____